

(表)

第 号											
有線電気通信設備の使用検査職員の証											
この証明書を携帯する職員は、放送法第145条第4項の規定による有線電気通信設備の使用の立入検査をする職権を有する者であることを証する。											
所 属			<table border="1" style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">県</td> <td style="padding: 2px;">都</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">都</td> <td style="padding: 2px;">道</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">府</td> <td style="padding: 2px;">道</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">印</td> <td style="padding: 2px;">府</td> </tr> </table>	県	都	都	道	府	道	印	府
県	都										
都	道										
府	道										
印	府										
氏 名											
発 行 年 月 日											
有 効 期 限 年 月 日											

(裏)

放送法抜粋

第145条 一般放送事業者(有線電気通信設備を用いて一般放送の業務を行う者に限る。第4項において同じ。)は、その設置に関し必要とされる道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項若しくは第3項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の許可その他法令に基づく処分を受けずに設置されている有線電気通信設備又は所有者等の承諾を得ないで他人の土地若しくは電柱その他の工作物に設置されている有線電気通信設備を用いて一般放送をしてはならない。

2 総務大臣(小規模施設特定有線一般放送事業者に係るものにあつては、第133条第1項の規定による届出を受けた都道府県知事。次項及び第4項、第174条並びに第175条において同じ。)は、前項の規定の違反に係る有線電気通信設備の設置の状況等について、道路管理者(道路法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。)その他の関係行政機関及びその他の関係者から資料の提供その他の協力を求めることができる。

3 総務大臣は、第1項の規定に違反する行為であつて道路法の違反に係るものについて第174条の規定による処分を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。この場合において、国土交通大臣は、総務大臣に対し、当該道路法の違反に関する意見を述べるることができる。

4 総務大臣は、第1項の規定の施行に必要な限度において、一般放送事業者に対し、その業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、一般放送事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三・四 (略)

注 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。